

(図6)

完全統一時の納付金算定の流れ（例）（c→d）（医療分）

各市町村の納付金基礎額（c）

+ 地方単独事業の減額調整分
+ 審査支払手数料
+ 都道府県の事業費（市町村別加算分）
+ 財政安定化基金積立金（市町村起因の繰入分（特定の市町村の納付金に含める場合））
+ 出産育児一時金等に係る市町村の一般会計繰入分（法定分）
+ 决算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入分
+ 算定可能な特別調整交付金（市町村分）
+ 保険者努力支援制度（市町村分）
+ 特定健康診査等負担金
+ 過年度の保険料収納見込み（医療分、財政安定化基金積立金（償還分）に該当するものを除く）
+ 保険者支援制度
+ 財政安定化支援事業繰入金

- 高額医療費負担金（国及び都道府県による負担金）
- 特別高額医療費共同事業費負担金
- 特別調整交付金（都道府県分のうち市町村重点配分分）
- 保険者努力支援制度（都道府県分のうち市町村重点配分分。予防・健康づくり支援に係る部分のうち事業費部分を除く）
- 都道府県による地方単独事業分（都道府県負担分、※1）
- 財政安定化基金積立金（市町村の拠出分。ただし、納付金算定方式により市町村按分する場合及び特定の市町村で被保険者数按分する場合に限る。）
- 財政安定化基金財政調整事業分（各市町村への取崩分、医療分）

各市町村の納付金（d）

※1 地方単独事業の減額調整分に対して、都道府県の一般会計からの繰入も行っており、また、減額調整分を市町村個別の歳出項目としつつ保険料に影響しないような取扱いとする場合、都道府県による地方単独事業分（都道府県負担分）を残し、減額調整分に対して市町村共通の割合で、都道府県の一般会計から繰り入れることも考えられる。

(図7)

完全統一時の標準保険料率算定の流れ（例）（d→e'→標準保険料率）（医療分）

各市町村の納付金（d）

- 保険者支援制度（医療分）
- 算定可能な特別調整交付金（医療費関係等）
- 算定可能な都道府県繰入金（2号分、医療分）（※1）
- 保険者努力支援制度（市町村分）
- 特定健康診査等負担金
- 過年度の保険料収納見込み（医療分）
- 出産育児一時金（法定繰入分）
- 財政安定化支援事業繰入金
- 决算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入分（地方単独事業の波及増分等）

+ 保健事業費
+ 直診勘定繰出金
+ 出産育児諸費
+ 奉賀祭諸費
+ 育児諸費
+ その他保険給付
+ 条例減免に要する費用（医療分）
+ 特定健康診査等に要する費用
+ 財政安定化基金積立金（市町村の償還分）
+ 財政安定化基金積立金（市町村の拠出分）
+ 予備費（市町村分、保険料財源分）
+ その他基金（返済・積立）

標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）

標準的な収納率（s）

調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e'）

市町村標準保険料率（都道府県算定方式）の算定方法

$$\text{所得・被保険者指数[t]} : \frac{\{\beta(\text{応能のシェア}) + (\text{応益のシェア})\}}{1+\beta}$$

$$\text{所得割} \quad g = \left[\frac{e'}{t} \right] \times \left[\frac{\beta}{(1+\beta)} \right] \times \left[\text{所得割} \right] \times \frac{\text{各市町村所得総額}}{\text{都道府県内所得総額}}$$

$$\text{資産割} \quad h = \left[\frac{e'}{t} \right] \times \left[\frac{\beta}{(1+\beta)} \right] \times \left[\text{資産割} \right] \times \frac{\text{各市町村資産税総額}}{\text{都道府県内資産税総額}}$$

$$\text{均等割} \quad j = \left[\frac{e'}{t} \right] \times \left[\frac{\beta}{(1+\beta)} \right] \times \left[\text{均等割} \right] \times \frac{\text{各市町村被保険者総数}}{\text{都道府県内被保険者総数}}$$

$$\text{平等割} \quad k = \left[\frac{e'}{t} \right] \times \left[\frac{\beta}{(1+\beta)} \right] \times \left[\text{平等割} \right] \times \frac{\text{各市町村世帯総数}}{\text{都道府県内世帯総数}}$$

※指数について
3方式の場合：資産割指数=0、所得割指数=1。
2方式の場合（上記に加えて）：平等割指数=0、均等割指数=1

$$\text{所得割率} = \frac{g}{\text{所得総額}} \quad \text{均等割率} = \frac{j}{\text{被保険者総数}}$$

$$\text{資産割率} = \frac{h}{\text{資産税総額}} \quad \text{平等割率} = \frac{k}{\text{世帯総数}}$$

標準保険料率

※1 都道府県繰入金（2号分）は、地域の実情に応じて交付するものである。完全統一に近づけるにつれて、都道府県全体の納付金額抑制のために、2号分を1号分に統合することに考えられる。なお、統一保険料を維持しつつ2号分を活用する場合は、予め2号分の活用範囲を定める。